

## 令和6年度「みやぎポイント」参加店舗募集要項

宮城県では、令和6年度「みやぎポイント」事業実施要領（令和6年9月18日制定）に基づく実証事業を実施するため、県が発行するデジタル地域ポイントを利用することができる参加店舗を募集します。事業の概要、参加店舗の要件及び申込方法については、同要領及び本要項を御確認ください。

### 1 参加店舗の役割

本事業は、宮城県が防災等に利用可能なスマートフォンのアプリを普及させるために、アプリ上で管理、利用が可能なデジタル地域ポイントを、アプリを登録した県民に付与するものです。

参加店舗は、1ポイントを1円として利用者の支払を決済し、利用されたポイント分の金額が、後日、事務局から店舗運営者に精算されます（店舗側に手数料は発生しません）。

店舗の準備は、事務局が発行するQRコードを印刷してレジに設置することのみで、読取機器等の新規設置は不要です。また、精算金額は自動で集計されるため、請求手続等も必要ありません。

### 2 申込方法

宮城県ホームページから電子申請でお申し込みください。

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/fukensui/miyapo.html>)

なお、県内に多数の店舗を展開している場合等、店舗ごとの個別申請が難しい場合は、下記のコールセンターに連絡の上、指定様式で作成した店舗リストを提出いただく方法でも申請を受け付けます。

・事業者向けコールセンター 022-797-9582（祝日と年末年始を除く10:00~17:00）

※コールセンターは令和6年10月10日（木）より開設します。

### 3 申込受付期間

令和6年10月10日（木）から令和6年11月8日（金）まで（期間外の受付は行いません）

### 4 申込時の注意事項

#### (1) 事業期間等

事業の内容（ポイント利用期間等）については、県ホームページを御確認ください。

#### (2) 申請及び精算単位

ポイントの精算は原則として運営事業者ごととなりますので、申込は事業者ごとに実施してください。なお、精算用口座が異なる等の理由で、店舗ごとの精算が必要な場合は、店舗ごとに個別の申請をお願いします。

#### 【QRコードの発行単位】

本事業では利用者が店舗に設置されたQRコードをアプリで読み取り、ポイントを利用します。

QRコードは店舗ごとに発行します（例えば、施設内に複数のテナントがある場合、テナントごとに異なるQRコードを発行します）が、同一事業者が運営する異なる種類の売り場（食料品売場と衣料品売場等）については、ひとつの店舗とみなして同じQRコードを発行します。

#### (3) 誓約事項

誓約事項に同意がない場合、参加店登録を行うことができませんので御注意ください。

## 5 申込後の流れ

申込後、県で申請内容の審査を行い、その後、参加店舗として登録を行います。

登録が完了しましたら、12月上旬までに参加店舗にツール（事業マニュアル、店舗掲出用ステッカー、QRコード貼付け台紙等）を郵送します。QRコードは各事業者に割り当てられたインターネットの管理画面から印刷できますので、印刷後、台紙に貼り付けて店舗に設置してください。

## 6 参加店の責務

参加店は、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 「みやぎポイント」事業実施要領を確認して事業の趣旨を理解し、要件を遵守すること。  
特に、同要領でポイント利用を禁止しているサービスの提供や物品の販売を行わないよう、十分に注意すること。
- (2) 配布された掲出物等をわかりやすい場所に掲示し、参加店舗であることを明示すること。
- (3) 独自にポイントの利用対象外にしたい商品やサービスがある場合は、店頭に明示すること。
- (4) ポイント利用時、利用者のスマートフォン画面に「店舗名」、「日時」、「利用ポイント」が表示されます。この際、必ず自分の店舗名が表示されていることを確認すること。なお、消費者に不正使用の疑いがあるときは、利用を拒否し、その旨をコールセンターに連絡すること。
- (5) 県からの確認や指示（立ち入り検査への対応を含む）に、誠意をもって対応すること。
- (6) 登録内容に変更が生じた場合は、速やかにコールセンターへ届け出ること。
- (7) 事業の実施に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、参加店舗側の責に帰すると認められる場合は、自ら解決に努めること。
- (8) 事業終了後、本事業に関するアンケート調査に協力すること。

なお、以下に該当する場合、精算の停止や参加店舗登録の取消を行う場合があります。

- (1) 登録申請内容に虚偽、不備及び不正等があった場合
- (2) 公序良俗に反する営業を行っている実態が認められた場合
- (3) 本事業に関する要領及び要項に違反する行為が認められた場合
- (4) その他の事情により、県が精算の停止や登録取消を要すると判断した場合

## 7 ポイント利用に関する注意事項

- (1) ポイントと現金を交換しないこと。
- (2) ポイントの利用期間は令和7年2月28日（金）までとなります。
- (3) 決済金額より多いポイントの利用を認めないこと。また、こうした利用に対して、釣り銭を渡さないこと。
- (4) 現金等、他の支払方法とポイントの併用は差し支えありません（決済方法の指定はありません）。
- (5) QRコードの盗難・紛失が発生した場合は速やかにコールセンターへ届け出ること。

## 8 ポイントの精算

- (1) 精算手続

ポイントの利用実績はアプリを通じて自動的に集計されます。月に1回、集計された利用実績

に基づき、各参加店の指定口座に精算額を振り込みます（請求等の手続きは不要です）。なお、精算及び振込に関する手数料は宮城県が負担します（店舗の負担はありません）。

(2) 精算の期日

各月 1 日から月末日までに利用されたポイントに相当する金額が、原則として翌月 20 日に支払われます。なお、20 日が金融機関の休業日である場合は、前営業日にお支払いします。

(3) 精算額の確認

各店舗のポイント利用及び振込状況は、参加店向け専用サイトで随時確認できます（インターネット環境が必要です）。なお、精算に当たっては郵送による通知は実施しません。

## 9 その他

(1) ポイントの取扱方法等、作業手順の詳細については、参加店舗登録後に送付するマニュアルを参照してください。

(2) 参加店舗が本事業に関わる広報告知物を作成する際には、事前に宮城県の承認が必要となります。詳細は県のホームページをご覧ください。

(3) ポイント利用者に不利益を与える行為や、県に対して損害を与える行為等を行った場合は、精算の停止、参加店舗登録の取消を行うほか、損害賠償を求める場合があります。

(4) 次年度以降、宮城県が「みやぎポイント」アプリを活用した事業を行う場合に、参加店舗（運営事業者）宛てに直接、店舗募集案内を送付することがあります。

(5) 本要項に記載のない、もしくは定めのない事項に関しては、宮城県がその都度対応を決定します。